

令和2年2月13日(木) 場所 議会応接室

○出席議員

議長	石井 伸之	日本共産党	高原 幸雄
副議長	望月 健一	公明党	小口 俊明
自由民主党	青木 健	新しい議会	藤江 竜三
社民・ネット・緑と風	藤田 貴裕		



○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	波多野敏一



○協議事項

◎議長挨拶

- 議題 1. 政策形成サイクルについて
2. 議会における資料要求について

※ 期末手当について

◎議長挨拶

○【石井伸之議長】 皆様、こんにちは。本日は会派代表者会議にお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会派代表者会議を開きます。

議題に沿って議事を進めさせていただきます。



議題1. 政策形成サイクルについて

○【石井伸之議長】 最初に、議題の大きな1番、政策形成サイクルについてに入ります。

政策形成サイクルにつきましては、前回の会派代表者会議で1人会派の皆様にご意見を聞いてはどうかという声があり、私のほうで各議員さんと話をし、御意見を承ってまいりましたので、まずはその御報告をさせていただきます。

上村議員から、1人会派なので、他の委員会の事柄も意見を出せる制度にしてほしいという意見に対しては、この点につきましては、政策形成調整会議で協議する旨を伝えて理解をいただきました。

続きまして、そもそも一般質問とは何か、政策形成は何かということを考えると、一般質問に取り上げる案件は相対する課題なので課題の質が違う。政策形成サイクルの課題は全議員の課題なので、そもそも一般質問に取り上げる必要がないと思う。政策形成調整会議の中で全議員が取り組み、すばらしい政策をつくることのできる国立市議会を目指すべきであると考えての意見をいただきました。

稗田議員からは、担当常任委員会で協議する段階となった以降は一般質問すべきではないと考える。ただし、通告のタイミングもあるので全議員に周知する期間も必要。一般質問は議員個人の課題、政策形成は議会全体の課題と考え、議会全体で意見として集約するという意識改革が必要。全会一致で政策を形成するという価値の重さを全議員が確認することにより、さらに国立市議会のレベルが上がると思うとの意見をいただきました。

石塚議員からは、政策素案となった段階で一般質問から外すべきと考える。自分の意見としてアピールしたい気持ちはわかるが、個人のパフォーマンスはすべきではない。1人の議員ではなく、7万6,000市民のために働くことを前提に政策形成サイクルがあるので、ある程度の足かせは必要との意見をいただきました。

小川議員からは、政策素案となった段階で議会全体の合意を得て、一般質問を行わないことを確認すべきと考える。議会が一枚岩となるためにも政策形成サイクルに取り上げたものは一般質問すべきではない。政策形成サイクルを回して議論を深めていく課題と、今までどおり議員提出議案で早々に議決すべき課題の二通りがある。政策論と感情論を同一では語れないとの意見をいただきました。

最後に、望月副議長からも、1人会派ということで御意見のほうをお願いいたします。

○【望月健一副議長】 発言の機会をいただき、ありがとうございます。

私は、御提案が担当常任委員会に入った段階で、協議に入った段階でもう一般質問は控えるべきと考えております。ただし、禁止というのは、なかなか議員の質問権もあり難しいと思いますが、あくまでも申し合わせということで、そこは皆様をお願いすることになります。以上です。

○【石井伸之議長】 御意見いただきまして、ありがとうございました。以上でございます。

そういった中で、大勢としてですけれども、やはり政策素案として上がってきた段階、または各常任委員会の審査に入った段階では一般質問をすべきではないだろうというような意見が大勢を占めた

わけですが、この意見を受けて、各党派代表の皆様からも御意見を頂戴したいと思いますのですが、いかがでしょうか。藤田議員。

○【藤田貴裕議員】 多分、私たちの党派だけちょっと意見が違うと思いますので、そのことを言うておきます。

まず、質問については、今、1人党派の皆さんが言われた意見、私もよくわかりますけれども、党派で議論したところ、例えば政策形成サイクルの内容が大きい事柄であった場合については、必ずしも一般質問ができないというのは、時によっては不便じゃないかという話が出まして、例えば北地域の発展という大きいところで政策形成サイクルをつくったときに、個別の3・4・8ですとか、高架下駐輪場の話ですとか、そういう話まで一般質問できなくなるのはぐあいが悪い、そういうような意見が出ております。また、新しいことでありますので、始まってみないと、なかなかメリット、デメリットがよくわからないので、議員の権利である一般質問についてしないという決定をするというのは、なかなか今の段階では難しいのではないかと、そういう意見でございます。

○【石井伸之議長】 ありがとうございます。

ほかには御意見いかがでしょうか。

○【小口俊明議員】 先ほど議長のほうから御紹介のあった皆さんの御意見、1人党派の皆さんは、おおむね政策形成サイクルのルートに乗った段階で一般質問には取り上げない方向でということでした。私ども党派も冒頭の考え方をベースに皆さんで申し合わせて、いわゆる禁止ということではなく、皆さんで控えていこうということで、お互いの認識を合わせておくということでもよろしいのかなというふうに判断をしております。禁止できない、そういう捉え方ではなくて、これは皆さんで取り組んでいきましょうということでも控えていくという申し合わせをつくっていくという方向でいかがかなというふうに考えています。

○【石井伸之議長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○【高原幸雄議員】 うちのほうも今までなかなか一般質問に制限があるような形では難しいという趣旨のことを言ってきましたけれども、今、各個人の1人党派の皆さんからの意見でも調整会議で確認された以降は、やはり一般質問じゃなくて、議会全体としての政策提言ということになるので、その段階では一般質問はするべきではないというような意見もあります。それはそれとして理解できますので、そういうことで全体、議会としての権能というんですかね、そういうことが十分発揮できるようにサイクルの中で確認しておくことは必要じゃないかなと思います。

○【石井伸之議長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○【青木健議員】 私どもは委員会で協議に入った段階で、その段階で一般質問としては取り上げるのは不適切ではないかということで意見は一致しておりますので、前回申し上げたとおりであります。よろしく申し上げます。

○【石井伸之議長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○【藤江竜三議員】 私どもも前回申し上げたとおりでございます。ただ、確かに禁止というふうに明確にはできないという部分もありますので、申し合わせとか、そういうのは控えるといったようなことを議員間で確認しておくというのがよいのではないかとというふうに考えています。

○【石井伸之議長】 ありがとうございます。

今のところで合意ができる部分としては、禁止という厳しい言葉ではなくて、申し合わせだったり、控えるというような、ちょっとやわらかい表現の中で合意してはどうかという御意見、あともう1つが、藤田議員が言われた、大きな角度の政策形成だった場合に、その枝葉の部分、小さく分かれた部分のところまで、そこまで一般質問について、申し合わせの中でも制限をかけるのかどうかという、その2つが今あぶり出されてきたのではないかなと感じる次第です。

そういった中で、今ちょっと見えてきたところは、制限ではなくて、全議員の緩やかな申し合わせであったりとか、お互いの、一致してやっていこうという中で、一般質問にはちょっとなじまないのではないかなというような、そういったニュアンスの部分で、もし可能であれば一致できるのかなというふうにも感じたんですが、そのあたりのところは、藤田議員、いかがでしょうか。

○【藤田貴裕議員】 控えるという。

○【石井伸之議長】 控えるというような。

○【藤田貴裕議員】 一致できそうなニュアンスではあるんですけど、ちょっと持ち帰ります。

○【石井伸之議長】 持ち帰りますか。

○【青木健議員】 先ほどでしたら、議員おっしゃったような、政策形成サイクルとして考えると、余りにもざっくりしたものというのは似つかわしくありませんよね。もっとポイントを絞ったものになってくるのではないかなと思いますので、例えば北にしろ、南部にしろ、開発なんていうことで、これで政策形成サイクルにしようよなんて言っても、余りにも範囲が広過ぎて絞り切れませんよね。じゃ、北だったらどの問題を議会としては取り上げるのか、南部だったらどの問題を取り上げるのかというポイントが絞られてくることになると思いますから、余り大きなくくりということについては、それがあからというようなことはお気遣いしなくてもいいんじゃないかなというふうに思いますけど。

○【石井伸之議長】 ありがとうございます。

ほかには御意見いかがでしょうか。

○【望月健一副議長】 あとは、補足でというか、藤田議員がおっしゃるような走りながら考えるというところで、課題が出てきたときに考えるということで、まずは申し合わせてというんですかね、緩くお願いをして、お願いですよ、禁止はできませんから、お願いをしながら、あとは青木幹事長もおっしゃったように、多分、そんな大きな問題は出てこないと思うんです。北地域とか、南部地域、南部地域も広いですから、そうじゃなくて、ある程度、例えば南部地域では矢川の高架の問題をどうするかとか、そういったところに絞られて、あとは道路の問題に絞られてくるのかなと思っていますので、あとは走りながら、やりながら考える方向でどうですか、考えられないですかね。

○【石井伸之議長】 ありがとうございます。

ほかには御意見いかがでしょうか。

では、ちょっとまとめますけれども、やはり政策として出てくるということは、それなりにピンポイントであったり、結構狭い範囲の一致してやっていこうという課題になってくると、私もそのように思います。そういったところから考えると、やはり禁止という形で打ち出すのは難しいというところは、ここは今、5人の代表者の皆さん、一致したところですので、できれば申し合わせであったり、お互いの共通認識の中で一般質問に取り上げるのはやめていくという、そういった認識を共通認識として持つというところで、藤田議員と高原議員には会派へ持ち帰っていただくという方向でいかがで

しょうか。

○【藤田貴裕議員】 控えるという認識ですね。

○【石井伸之議長】 はい。控えるという認識ですね。

○【藤田貴裕議員】 つまり、委員会で決めた段階ですか。

○【石井伸之議長】 そうですね。やはり担当常任委員会での協議という、ここの1番の段階ですね。担当常任委員会での協議となった段階で一般質問は控えるという。

○【藤田貴裕議員】 決定じゃなくて協議の段階ですね。

○【石井伸之議長】 そうですね。

もう1回確認します。こちらの政策形成サイクル議論のステップの大きな1番にあります、担当常任委員会での協議に入った段階で、一般質問として取り上げることは控えるという、そういった認識で皆様の共通認識が得られればというふうに思いますので、そのところを、いま一度、恐縮ですが、各会派へお持ち帰りをいただいて御確認をいただきたいと思いますが、そういった方向でいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、恐縮ですが、また、次回、この点につきましてお持ち帰りをいただいて、各会派の御意見を承りたいと存じますので、よろしく願いいたします。



議題2. 議会における資料要求について

○【石井伸之議長】 続きまして、議題の2番、議会における資料要求についてに入ります。

資料の関係につきましては、会派代表者会議でさまざまな形で御協議、御議論をいただき、ありがとうございました。予特・決特の資料につきましては、委員会で使用する資料ということの基本にするということで確認をいただき、また、既に予算特別委員会の資料の要求もいただいているところでございます。

また、本会議や委員会での資料要求のあり方についても御協議をいただき、多摩26市、各市の状況等を調査する中で、羽村市議会の資料配付物と同様のものを国立市議会でも作成し、議員への配付をしたらということを進めてまいりました。これは、改選により議員の入れかわりもあり、また、ハラメントの観点からも法的位置づけはしっかりと共有したほうがよいということでもございました。一方で、本会議や委員会での資料要求のあり方については、今まで少しさまざまな取り扱いがあったと考えられますので、ここは従来どおりの扱いということも確認させていただければというふうに考えております。

そこで、既に配付をさせていただきました資料につきまして、1人会派の意見もお聞きをいたしましたので、報告をさせていただきます。

例のクニタチッタと議員が意見交換をするという、その資料でございます。それについて、上村議員からは、私は資料の取り扱いにはよいということでもございました。

そして、稗田議員からは、資料については了解しました。クニタチッタはよいとの意見をいただきました。

石塚議員からは、資料については了解との意見をいただいております。

小川議員からも資料については了解との意見をいただいております。

そして最後に、望月副議長からもお願いいたします。

○【望月健一副議長】 了解しております。従前どおりの取り扱いをお願いします。

○【石井伸之議長】 という形で、皆様から資料の取り扱い、また、クニタチッタの配付について御了承いただいているところでございます。そこで、クニタチッタの例の資料につきまして、各会派からの御意見をいただくということになっておりますので、資料について御意見を承ればと思います。よろしく願いいたします。

○【青木健議員】 このままでうちは結構だと思っていますので。

○【小口俊明議員】 内容的には非常によくできていて、この線で作っていただければよろしいのかなと思います。その上で、幾つかお話をしたいと思います。このクニタチッタへの質問、「議会における資料要求について」というタイトルがあります。これ、我々議員はよくわかりますけど、これ議員だけに示される資料であれば、このとおりでよろしいんですけど、これが一般化するのであれば、もう少し、何でもこういうやりとりの資料が出ているのかなというのが、各課宛ての質問は定かじゃありませんけれど、背景みたいなものがわかるような補足があってもよいのかなという印象は受けました。

それからもう1つ、表面の言い回しの部分です。2段目ですかね、「議員や議長からの資料要求に対して、執行機関には応じる義務がないってということですか」という聞き方、少し丁寧口調という部分があったかと思うと、裏を見てみますと、これも2段目です、「ふーん、そうなんだ」って始まる、ちょっと砕けた言い回しというか、言い方ですね。ちょっと不統一な感じは受けました。

それとともに、議員の発言ということでは、適切な言い回しの仕方も工夫が必要なのかなというふうには思います。そういったことを整えていただいて、この線で議長サイドでお取りまとめいただければよろしいのかなというふうに思います。

○【石井伸之議長】 ありがとうございます。

ほかに御意見いかがでしょうか。

○【藤田貴裕議員】 会議の資料要求の流れについては基本的に従来どおりということで、それはそれでよろしいのかなと思います。クニタチッタのほうですけれども、ちょっと砕け過ぎかなという印象がありますので、これ別に市民向けではなく、議員に配付をするということですので、その辺はしっかりした言葉遣いのほうがよろしいんじゃないかということでございます。ちょっと砕け過ぎですので、その辺はしっかりとした言葉で、議員バッジとクニタチッタにこだわることなくやっていただいたほうがいいのかと思っています。

○【石井伸之議長】 ありがとうございます。

ほかには御意見、いかがでしょうか。

○【藤江竜三議員】 私は、クニタチッタと議員バッジの、おおむねこの形でいいんですけど、確かに砕け過ぎなところと、もうちょっと丁寧にしたり、てにをはで直すところがあったりとか、それと小口議員もおっしゃっていましたが、前文という形で軽く経緯の説明とか日付とか、そういったところを議長と事務局で相談していただいて、多少手直ししていただいて、こういった形で配付するのがよいのかなというふうに考えます。

○【石井伸之議長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○【高原幸雄議員】 クニタチッタという流れが資料として出されているんですけども、1面の最後のところで、国立市議会独自のよいルールだと思いますというふうにちゃんと認識を示しているということ。前にいただいた資料で国の法改正ということも、全国議長会でしたかね、議論が、

質疑がされ、部分的にですけどされているという経過もあるので、そういうことを踏まえると、この国立の方式、現在示されている方式でいいんじゃないかというふうに思います。

○【石井伸之議長】 ありがとうございます。

今いただきました少し碎け過ぎているのではないかという部分、もう少し、議会としてつくる資料なので、格式・格調まで言っているのかどうかということはあるんですが、確かに小口議員や藤江議員、藤田議員が言われるとおり、ちょっと雑談形式になり過ぎているのかなという部分があります。そのあたりは正副議長で受けとめさせていただいて、また、事務局のほうの力をかりる中で、もう少し格式や格調というか、しっかりとした文章に直させていただく。あと小口議員、藤江議員から言われました前文の部分、経緯であったり、なぜこのぺら1枚が出てきたのかという、やはりその理由がないと、いきなり質疑応答に入ってしまうので、恐らく10年後、20年後、これを見たときに何のことやらと思うかと思います。しっかりと日付も入れた中で、説明の部分、リードの部分、そのあたりも検討させていただきたいというふうに考えております。そういった形の取りまとめで……（発言する者あり）小口議員、どうぞ。

○【小口俊明議員】 今、藤田代表のほうからお話があった部分、私も共感するところがあります。その上で、議長、今、格式という用語を使われましたけれども、余りにも法律文章的なところまでいってしまうとどうかなというふうにも思っていて、平易な文章ということの中で議会としてふさわしいという、ぜひそのような考え方で取り組んでいただければありがたいかなというふうに思います。

○【石井伸之議長】 まとめていただき、ありがとうございます。そうですね、平易な文章というような形で取り組ませていただきますので、その辺は正副議長に一任させていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

では、済みませんが、そのあたりのところ、よろしく願いいたします。

では、体裁、文言については、正副議長に一任をさせていただきます。

そして、先ほど藤田議員からも話がございました、本会議での資料要求につきましては、議長から個人資料という形で当局に資料要求をするという、従来と基本的に変わらない扱いとすることに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。藤江議員。

○【藤江竜三議員】 従来と基本的には変わらないということでもいいんですけども、やはりこういった中で、説明する中で、法律的にはできないということがあって、それでイレギュラーなことでもどうしても必要なときにやるということが今までの基本だと思いますので、そういった認識を持っていただきながら、丁寧に進めていただきたいなというふうに思います。

○【石井伸之議長】 ありがとうございます。補足をいただきまして、本当に助かります。ぜひともよろしく願いをいたします。

また、本会議だけではなく、委員会においても委員長が同様の取り扱いとすることに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

資料につきましては、会派代表者会議でもさまざまな御意見をいただきました。国立市議会として

資料について法的な位置づけをしっかりと理解した上で、議員の皆様には、資料要求の取り扱い、活用をお願いいたします。

資料につきましては、今後も議題になることがあるかと思っておりますので、また、よりよい国立市議会とするために皆様の御理解、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

————— ◇ —————

※ 期末手当について

○【石井伸之議長】 それでは、米印に入ります。期末手当についてに入ります。

期末手当につきましては、前回の会派代表者会議で市の報酬審議会に諮問するということで確認されました。私のほうから市長に諮問の依頼をさせていただき、2月4日に市長から報酬審議会に諮問したとの話をいただきましたので御報告をさせていただきます。

この点についてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。また、報酬審からの答申が出た段階で、会派代表者会議で皆様に報告をさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、これもちまして、全ての議題、報告が終わりました。

————— ◇ —————

○【石井伸之議長】 これもちまして閉会とさせていただきます。

午後1時55分閉会